

事業に活用される知的財産の価値評価

～知財ビジネス評価書の作成を通じて～

会員 松本 浩一郎



要 約

特許庁は平成 27 年度より中小企業知財金融促進事業を実施している。この事業では、知財ビジネス評価書作成支援制度のほか、知財金融シンポジウムの開催、知財金融マニュアルの作成などが行われている。同事業の中心となっているのが知財ビジネス評価書作成支援制度である。同制度は、地域金融機関からの依頼を受け、評価対象会社が行っている知財を活用した事業について、専門家が知財ビジネス評価書を作成し、コミュニケーションツールとして役立ててもらおうものである。同制度を活用した金融機関はこれまでに 200 機関近くに達している。知財ビジネス評価書の評価対象会社は大部分が特許権を有しており、依頼金融機関は地方銀行と信用金庫が大部分である。知財ビジネス評価書は、評価対象会社からの提供資料とヒアリングに基づく情報に基づいて作成され、金融機関に提供される。記載内容は、知財を活用した事業がその中心である。今後は、評価対象会社の拡大、評価実施主体の拡大、調査会社の拡大が課題である。

目次

1. はじめに
2. 知財ビジネス評価書とは
3. 評価対象会社に関する分析
4. 依頼金融機関に関する分析
5. 知財ビジネス評価書作成の手順
6. 知財ビジネス評価書評価書の記載内容
7. 知財ビジネス評価書を作成する意義
8. 今後の課題

2. 知財ビジネス評価書とは

2. 1. 中小企業知財金融促進事業

中小企業は、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たしているとともに、地域の経済活動を支える重要な存在である。そして、地域金融機関にとっては、地域の中小企業の実態を深く理解し、その支援を通じて中小企業を発展させることが、地域金融機関自らの存続・発展に直結している。

こうした中、特に 1990 年台以降、経済のグローバル化とコンピューターネットワークの急速な発展により、企業価値の源泉が、工場や機械設備といった有形固定資産から、技術、デザイン、ブランドといった無形資産へとシフトしており、金融機関にとっても取引先の事業を適切に評価する（事業性評価）に当たって、無形資産、特に知的財産を理解することの重要性が高まっている。

しかし、一般的に金融機関職員にとって、知的財産に関する情報、なかでも特許等の技術情報については、その理解の前提として最低でも理工学に関する基礎的知識が必要となることなどから、金融機関職員には馴染みがなく、十分に活用されているとは言えない状況にあった。

そのため、特許庁では、一年間の試行期間を経た上で平成 27（2015）年度から、中小企業知財金融促進事

1. はじめに

特許庁は、試行期間である平成 26（2014）年度から金融機関に対して知財ビジネス評価書を作成・提供する支援制度を実施しており、今年度（平成 30（2018）年度）で 5 年目を迎えている。筆者は、この事業の開始時点から、評価書を作成する調査会社の一つとして参画する機会に恵まれ、これまでに 60 件を超える知財ビジネス評価書を作成してきた。

本稿では、知財ビジネス評価書について、その制度の概要、評価対象会社の属性、評価を依頼する金融機関の属性、評価書の作成手順やその記載内容を説明し、最後に今後についての課題とその対策を記載している。

業（以下「知財金融事業」という。）を実施し、金融機関が中小企業の保有する知財情報を活用するための様々な支援を行っている。

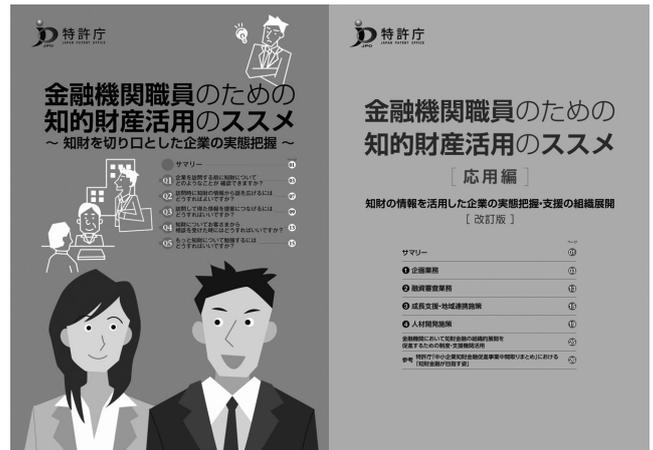
知財金融事業では、金融機関が取引先の「知財を活用した事業」を適切に理解するためのコミュニケーションツールである知財ビジネス評価書（以下「評価書」という。）の作成支援制度のほか、知財金融に関する啓発・普及活動として、知財金融シンポジウムやセミナー、フォーラムの開催（図表1）や金融機関職員向けの知財金融マニュアル（図表2）の作成を行っている。特許庁は、知財金融事業のための専用ウェブサイトである「知財金融ポータルサイト」（<http://chizai-kinyu.go.jp/>）を開設・運用しており（図表3）、ここで評価書作成支援の公募情報や、シンポジウム開催の情報を掲載している。シンポジウムでは、特許庁や各地方経済産業局に加えて、金融庁や各地方財務局とも連携しており、金融行政とも協調して金融機関への評価書の活用を始めとする知財金融の普及・啓発を図っている。

図表1 知財金融事業による主な開催イベント

開催年月日	開催場所	イベントの内容
2015/7/6	大阪府大阪市	知財金融シンポジウム
2016/1/29	埼玉県さいたま市	知財金融シンポジウム
2016/5/30	鹿児島県鹿児島市	九州ベンチャー推進フォーラム
2016/6/6	大阪府大阪市	知財ビジネス評価書作成支援
2016/6/8	東京都中央区	公募説明会
2016/6/14	愛知県名古屋市	公募説明会
2016/10/24	福岡県福岡市	知財金融フォーラム in 福岡
2017/3/3	東京都千代田区	知財金融シンポジウム
2017/5/29	愛知県名古屋市	知財ビジネス評価書作成支援
2017/5/30	東京都中央区	公募説明会
2017/6/6	大阪府大阪市	公募説明会
2017/9/5	岩手県盛岡市	知財活用フォーラム
2017/11/29	石川県金沢市	知財のミカタ～巡回特許庁 in 中部
2018/3/9	東京都中央区	知財金融シンポジウム
2018/5/15	東京都中央区	知財ビジネス評価書作成支援
2018/5/16	愛知県名古屋市	公募説明会
2018/5/17	大阪府大阪市	公募説明会

（出所：知財金融ポータルサイト等より筆者作成）

図表2 知財金融事業による知財金融マニュアル



（出所：特許庁「知財金融ポータルサイト」<http://chizai-kinyu.go.jp/>）

図表3 知財金融ポータルサイト



（出所：特許庁「知財金融ポータルサイト」<http://chizai-kinyu.go.jp/>）

2. 2. 知財ビジネス評価書作成支援制度

知財金融事業の中心となっているのが、知財ビジネス評価書作成支援制度（以下「本制度」という。）である。

知財ビジネス評価書は、前述のとおり、金融機関が取引先の知財を活用した事業（知財ビジネス）を適切に理解するためのコミュニケーションツールとして利用されることが想定されており、特許権・商標権等の知的財産権そのものを評価するためのものではない。このことは、知財金融事業の一環として設置された有識者からなる知財金融委員会でも検討・整理されており、「知財ビジネス評価のあり方」として公表されている。それによると、「知財ビジネス評価とは、知財権の金銭価値評価ではなく、あくまで定性的な事業評価であり、知財を切り口として中小企業等における事業の実態や将来の成長可能性等について理解を深めるために行うもの」とされている。ただし、知財ビジネス評価を融資審査等に活用することを排除する意図はな

く、注意書きとして「金融機関が与信や債権管理を行う際に、知財の金銭価値評価を補足的に活用することはありうる。」との記載があることに留意すべきである。

また、本制度は、特許庁の直接のユーザーである出願人や権利者ではなく、知的財産に関する情報の利用者である金融機関やベンチャーキャピタルといった投融资機関（以下「依頼金融機関」という。）を対象としている点が大きな特徴である。本制度は、知財情報の有効な活用方法を支援することにより、これまであまり知財情報を活用していなかったと考えられる金融機関という新しいユーザーを取り込むことを目指しており、特許庁としては新しい試みであったと考えられる。そして、後述のとおり、これまでに200近い金融機関が評価書を活用しており、金融機関と知財情報との距離は、制度導入前と比較すると大いに近くなったものと考えられる。

なお、これまで知財金融の文脈では、知財担保融資が取り上げられることが多く、政府系金融機関を始めとする多くの金融機関が幾度となくこれに取り組んできた歴史があるが、残念ながら今日に至るまで十分に機能しているとは言い難い状況にある。知財担保融資は、金融機関にとって馴染みのある不動産担保融資と類似しており、その理解の容易さから取り組みやすいのかも知れないが、筆者は以下のような理由から知財（権）担保融資については否定的である。すなわち、特許権や商標権といった知的財産は、事業に活用することによってはじめてキャッシュフローを創出するものであり、それ単独ではキャッシュフローを生み出すことができない。そして、融資を実行した金融機関が担保権を行使して知財を処分しようとするときは、担保である知財を活用した事業からのキャッシュフローが不十分で、融資の返済が滞ったときである。このような事業キャッシュフローを生み出すことができない知財は、買い手不在となるため処分が困難で、結局担保の用をなさないこととなるからである。

2. 3. 本制度の構成

本制度全体のスキーム図は図表4のとおりであり、具体的には以下の手順で評価書が作成され、依頼金融機関に提供される。

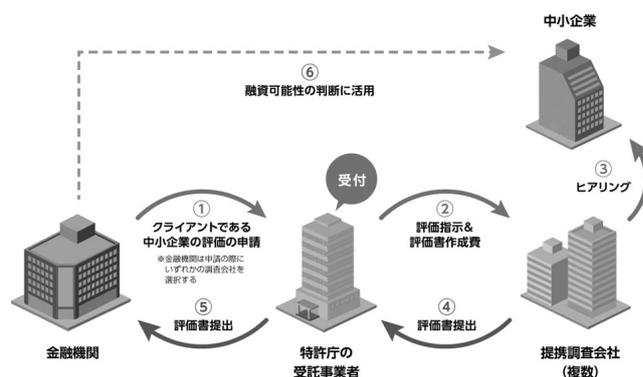
- 1) 依頼金融機関は、自身の取引先の中から評価対象会社を、知財金融ポータルサイトに掲載されて

いる調査会社⁽¹⁾から希望する調査会社を、それぞれ選定して事務局に申込む。

- 2) 事務局は、調査会社に依頼があったことを伝え、依頼の内容（依頼金融機関名および評価対象会社名）を連絡する。
- 3) 調査会社は、依頼金融機関と連絡を取り、評価に必要な資料とヒアリングの日程調整を依頼する。
- 4) 依頼金融機関は、評価対象会社から資料を入手し、調査会社に提供する。
- 5) 調査会社が評価対象会社を訪問し、ヒアリングを行う（1回のみ、1時間～3時間程度）。ほとんどの場合、ヒアリングには、依頼金融機関の職員も同席する。
- 6) 調査会社は、評価書を作成し、事務局へ提出する。評価書作成の過程で評価対象会社に確認したい事項等が出てきた場合には、評価対象会社に直接照会を行う場合がある。
- 7) 事務局は、調査会社から受領した評価書について、内容を確認した上で、依頼金融機関へ提供する。

更に、一般的には依頼金融機関を通じて評価対象会社へ評価書が提供されているようである。特許庁においても、本制度の対象となる中小企業経営者に向けて「知財ビジネス評価書活用のススメ」というパンフレットを作成して本制度のPRにつとめており、金融機関だけではなく、評価対象会社にも有効に活用してもらうことを期待していることが分かる。

図表4 知財ビジネス評価書作成支援制度のスキーム



(出所：知財金融ポータルサイト、<http://chizai-kinyu.go.jp/docs/>)

2. 4. 知財ビジネス評価書作成支援制度の目的の変遷

本制度は、平成26年度の特許等取得活用支援マネジメント強化事業（特許庁）のなかで、トライアル（試

行)として開始された。この当時は、金融機関にとって「知的財産」はまだ縁遠いものであり、知財金融という知財担保融資と考える金融機関が大部分であった。

平成26年度の公募要項における本事業の目的を見ると、「特許等の知的財産を活用している中小企業の事業を適正に評価し、金融機関からの融資可能性拡大に資するために、中小企業の知財ビジネス評価書を無料で作成・提供いたします。知財ビジネス評価書は、金融機関が特許等の知的財産を活用している中小企業への融資を検討するにあたり、客観的な評価に基づく融資判断の補強材料としてご活用いただくことを想定しています。」(太字は筆者)とあり、評価書を融資審査目的に活用することが明確であった。

これに対して平成30年度になると、「知的財産を活用したビジネスを見える化し(中略)知的財産等に着目した知財金融を普及させること」となっており、目的から「融資」の文言が消えていることが分かる。これは、先述のとおり、知財ビジネス評価が「知財を切り口として中小企業等における事業の実態や将来の成長可能性等について理解を深めるために行うもの」(知財金融委員会)と整理されたことを受けたものである。すなわち、評価書は、最終的に融資を行うためだけでなく、中小企業の事業を知財を切り口として理解し、金融機関が中小企業のために行う本業支援等の様々な活動のために活用することが目的となることが分かる。

図表5 評価書作成の目的

平成26年度 (トライアル実施時)	平成30年度
特許等の知的財産を活用している中小企業の事業を適正に評価し、金融機関からの融資可能性拡大に資するために、中小企業の知財ビジネス評価書を無料で作成・提供いたします。知財ビジネス評価書は、金融機関が特許等の知的財産を活用している中小企業への融資を検討するにあたり、客観的な評価に基づく融資判断の補強材料としてご活用いただくことを想定しています。	特許等の知的財産を活用している中小企業の知的財産を活用したビジネスを見える化し、より多くの金融機関に対し知財への気付きを与え、中小企業を持つ技術や知的財産等に着目した知財金融を普及させることを目的として、金融機関に対して中小企業の知財ビジネス評価書を作成・提供いたします。

3. 評価対象会社に関する分析

3. 1. 分析の対象

先述のスキーム図(図表4)にあるとおり、評価書の

評価対象会社は、依頼金融機関が選定して事務局に申込みこととなっている。

評価対象会社については、その数が知財金融ポータルサイト等において公開されているが、それ以外には評価対象会社についての情報は公開されていないため、依頼金融機関がどのような会社を評価対象会社として選定しているかは外部からは全く分からない。そこで、ここでは、全体のごく一部ではあるものの、筆者がこれまでに評価書の作成を依頼された全66社について、その属性を分析してみた。

3. 2. 保有する知的財産権

筆者がこれまでに評価書の作成を依頼された全66社の評価書作成時点における知的財産権の保有状況は図表6および図表7に示したとおりである。本制度においては、特許権、実用新案権、意匠権および商標権のいずれかが特許庁に登録されていなければ、評価書の作成支援を受けられないこととなっており、依頼金融機関は、権利の登録を確認した上で申込みを行っている。

図表6 評価対象会社が保有する知的財産権(種類別)

保有する知的財産権の種類	会社数
特許・実用新案	61社
意匠	8社
商標	48社

図表7 評価対象会社が保有する知的財産権(組み合わせ別)

保有する知的財産権の種類	会社数
特許・実用新案、意匠および商標	5社
特許・実用新案および意匠	2社
特許・実用新案および商標	38社
意匠および商標	1社
特許のみ	16社
意匠のみ	0社
商標のみ	4社
合計	66社

まず、保有する知的財産権の種類別に見てみると、特許権を保有している会社が全66社中61社となっており、評価対象会社の大部分が特許権を保有していることが分かる。これは、本制度の趣旨から考えると予想されることであり、本制度がその意図どおりに活用されていることを示している。すなわち、本制度は、金融機関が取引先である中小企業の事業内容を理解するにあたって、取引先が保有する知的財産を切り口とした事業の評価書を提供するサービスであるところ、意匠権や商標権の内容は特許権・実用新案権の内容に

比べると、技術的な内容を含まないことから相対的に理解しやすく、外部の評価を必要とする場面は少ないと考えられるからである。

逆に考えると、金融機関および技術系の事業会社が必要としているサービスは正にここであり、「金融機関に対して技術内容を分かりやすく説明し、その技術と事業との関連を解説するサービス」が求められていることが分かる。

種類別で次に多いのは商標権であり、全66社中48社が商標権を保有していた。ここは、全社が商標権を有していて欲しいところである。後述するとおり、中小企業が抱えている問題は、技術上の問題よりも、製品・サービスをいかに販売するか、販路をいかに広げていくかが大きい場合がほとんどであり、B2B（事業者向け）のビジネスであっても、商標権は最低限確保し、自社製品・サービスのブランディングを行うことが必要だからである。

最後に、意匠権を保有している会社は全66社中8社のみであった。意匠権が活用されていたのは、道路舗装工事用具、貝製アクセサリ、鏡餅パック、側溝ブロック、EPS（発泡スチロール）製装飾建材などであった。その他の評価対象会社の製品にも意匠権による保護が適切と思われるものが多数あったが、意匠権は活用されていなかった。

率直に言って、意匠権の活用はまだ十分ではないと思われる。本制度の評価対象会社は、特許権保有会社を中心に選ばれているという事情はあるものの、それを考慮しても、なお意匠権の保有会社が少ない印象がある。意匠権は、特許権と比較して容易に登録でき、より早期に自社製品の外形・形態の保護を図ることが可能であるため、弁理士としてもその活用拡大に向けて積極的なアピールが求められる。

次に、権利の組み合わせ状況について見てみると、特許・実用新案と商標の組み合わせが最も多く全66社中38社となっている。多くは、自社の特許活用製品について商標登録を行っているものである。

次いで多かったのは、特許のみの会社であり全66社中16社であった。このグループには、事業者向けの製品を製造・販売している会社（金属加工、ウレタン成形、プレス成形、等）や、事業を立ち上げたばかりのベンチャー企業でまだ商標登録まで行っていないような会社が含まれていた。

他方、特許権なしで意匠権と商標権の組み合わせ、

または商標権のみという会社も少ないながら見受けられた（意匠権のみという会社はなかった）。意匠権と商標権の組み合わせという会社は1社で、包装もちなどを製造・販売する製粉会社である。商標権のみという会社は、炭の輸入販売、プロモーション企画、老舗の酒造メーカー、ドリンク剤（医薬品）の製造会社であった。

3. 3. 売上高

筆者が評価書を作成した66社のうち、評価書作成時点における直近決算期の売上高について情報提供があった会社は60社であった。これらの売上規模別の会社数は以下の図表8のとおりである。

図表8 評価対象会社の売上高（規模別）

売上高の範囲	会社数
50億円超	2社
20億円以上50億円未満	7社
10億円以上20億円未満	9社
5億円以上10億円未満	4社
2億円以上5億円未満	15社
1億円以上2億円未満	7社
5千万円以上1億円未満	9社
2千万円以上5千万円未満	4社
2千万円未満	3社
合計	60社

最も会社数が多かったのは、売上高が2億円以上5億円未満の会社であり、会社数は15社であった。典型的な会社像は、特許権を活用した自社製品を製造・開発する中小企業であり、これから製品の販売を拡大していく段階にある会社である。主な事業内容をみると、オゾン殺菌・脱臭装置、個人位置情報管理サービス、半導体関連の電子線描画装置、冷間鍛造による金属部品加工、ウレタン成形、無振動エンジン開発、などが挙げられる。

次いで多かったのは、10億円以上20億円未満と、5千万円以上1億円未満でそれぞれ9社ずつであった。10億円以上20億円未満のグループには、機械装置のメーカーで、既に自社製品で一定の市場を確保しており、安定的に事業を営んでいる会社が多く含まれている印象である。事業内容としては、ペレット製造機、鮮魚運搬用液状アイス製造機、地中熱利用機器、堅型樹脂成形機、低圧鋳造炉といった主に事業者向け製品の製造・販売を行っている会社が多数含まれている。

また、5千万円以上1億円未満のグループには、比較的小規模（従業員数名程度）の自社アイデアを製

品化したベンチャー企業などが含まれている。事業内容としては、紫外線殺菌装置、工場設備用免震器具、土質改良剤、無焼成レンガ、真空保存容器などの製造・販売などが挙げられる。

3. 4. 従業員数

筆者が評価書を作成した66社のうち、評価書作成時点における役職員数について情報提供があった会社は47社であった。これらの人数規模別の会社数は以下の図表9のとおりである。

図表9 評価対象会社の役職員数（人数別）

人数の範囲	会社数
100人超	3社
50人以上100人未満	7社
20人以上50人未満	11社
10人以上20人未満	9社
5人以上10人未満	8社
5人未満	9社
合計	47社

最も会社数が多かったのは、役職員数が20人以上50人未満のグループで11社であった。ただし、その他のグループも概ね7社～9社となっており、特記するような偏りは見られなかった。役職員数の観点からは、個人事業のような小さい組織から、100人超の中堅企業まで幅広く評価対象会社として選ばれていたことが分かる。これは、規模の小さい会社の方が絶対数が多い一方、規模の大きい会社の方が特許を保有している割合が高いと考えられ、この組み合わせの結果、規模の小さいところから比較的大きなところまで一定の数が選ばれる結果になったものと考えられる。

3. 5. 地域

筆者が評価書の作成を行った66社は、全国の金融機関からの依頼によるものである。特許庁は、評価書を可能な限り幅広い金融機関に広める（平成27年度から平成30年度までの4年間で、地方銀行・信用金庫・信用組合・ベンチャーキャピタルのうち、47都道府県の200機関に普及させる）ことを目標としており、これを受けて筆者が依頼を受けた金融機関は、正に北海道から沖縄県まで全国にまたがるものとなった。

下記の図表10は、それを都道府県別に示したものである。

図表10 評価対象会社の所在地（2014年度～2019年度まで）

都道府県	会社数	都道府県	会社数
北海道	2社	岐阜県	5社
山形県	1社	静岡県	5社
群馬県	5社	愛知県	5社
埼玉県	1社	三重県	1社
千葉県	5社	京都府	1社
東京都	6社	大阪府	5社
神奈川県	5社	兵庫県	6社
新潟県	1社	岡山県	1社
富山県	1社	香川県	1社
福井県	1社	高知県	2社
		大分県	4社
		宮崎県	1社
		沖縄県	1社

これによると、会社の絶対数の多さから、東京・千葉・神奈川の首都圏で16社、岐阜・静岡・愛知・三重の中京圏で16社、京都・大阪・兵庫の関西圏で12社となっているのは自然なことであるが、全体の構成を見てみると、西高東低という印象を受ける。東日本において首都圏以外で目立つのは群馬県の5社であり、その他の県は比較的少なくなっている（もっとも単に筆者への依頼がなかっただけかも知れない）。

都道府県別に見てみると、群馬県の5社は、高崎市、前橋市のほか、みどり市、桐生市および邑楽町（おうらまち）と別々の自治体に所在しており、依頼金融機関も3つの信用金庫に分散している。

千葉県についても、5社の所在地は、佐倉市、茂原市、四街道市、木更津市および銚子市に分かれており、依頼金融機関も1銀行、2信用組合となっている。

東京都の6社のうち2社は23区外の市に所在しており、いずれも1台数千万円というハイテク機器の開発・製造・販売を行っているベンチャー企業である。

神奈川県の5社は、横浜市、川崎市または相模原市に所在しており、多くは半導体関連に代表されるハイテク・精密機器のメーカーである。

岐阜県の5社は、北部の高山市から、中央の郡上市、南部の多治見市、美濃加茂市および岐阜市と広い岐阜県の中でも広い範囲に存在している。

これに対して、大阪府の5社は、大阪市、東大阪市および堺市と隣接する3市に集中して存在しており、事業者向けの製品またはサービスを手がけている会社が多くなっている。

兵庫県は6社と東京都と並んで最も評価対象会社の多い都道府県となっており、評価書を積極的に活用している地域と考えられる。そもそも、本制度は、（公

財) ひょうご産業活性化センターが行っている「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」を参考に作られたということもあり、兵庫県においてはこのような知財を切り口とした事業評価サービスについて、金融機関側の理解が進んでいたことが理由の一つとして考えられる。評価対象会社の分布を見ると、神戸市は1社のみで、あとは姫路市に2社、たつの市に2社、高砂市に1社と県西部に偏っている点の特徴である。

最後に大分県であるが、ここは地元の地方銀行の一つが知財に着目した業務を積極的に展開しており、そのために件数が多くなっているものである。県の中心である、大分・別府で3社のほか、経済的には福岡県と結びつきが強い日田市で1社となっている。

3. 6. 事業の内容

筆者が評価書を作成した評価対象会社の事業は、特許権を保有している会社が大部分を占めることから、製造業が多く、卸・小売業といったサービス業を営んでいる会社はごく少数にとどまっている。

次に、顧客が事業者であるか (B2B)、一般消費者であるか (B2C) という観点では、これはどちらが多いというような傾向はなく、概ね半々といった印象である。

下記の図表 11 は、筆者が評価書を作成した会社の事業の一部を参考のために紹介するものである。

図表 11 筆者が作成した評価対象会社の事業 (主なもの、順不同)

オゾンによる殺菌・消臭装置	横引きシャッター
高輝度蓄光式誘導標識	夜光貝を用いたアクセサリ
舗装工事用具	半導体用電子線描画装置
ペレット製造装置 (造粒機)	冷間鍛造によるギア製造
次亜塩素酸水生成装置	生モズク処理装置
独自の無線ネットワークによる位置情報サービス	LED用薄膜コーティング装置
下水道用トンネル掘削機	永久磁石による誘導加熱装置
土質改良剤	ヘリウム蒸発防止装置
3Dプリンタ	低圧鋳造炉

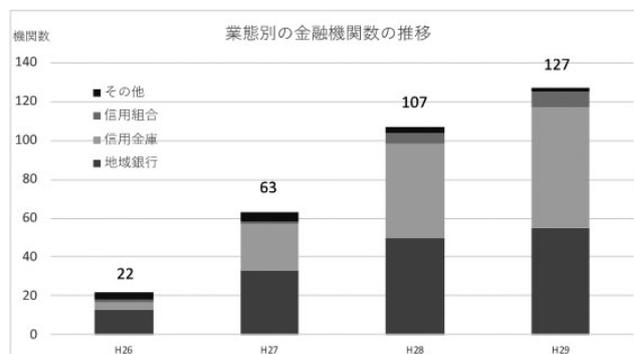
4. 依頼金融機関に関する分析

4. 1. 全体の状況

評価書を利用した金融機関は、平成 26 (2014) 年度の試行期間には全国で 22 機関であったものの、その後は金融庁の「事業性評価」を求める行政方針が強い後押しとなり、本格的に知財金融事業が開始された平成 27 年度には前年度の 3 倍近い 63 機関へと増加し、

翌平成 28 年度には 107 機関と 100 件の大台を超え、昨年度 (平成 29 年度) には 127 機関を数えるまでになった (図表 12)。知財金融事業の開始以来、毎年順調に増加を続けており、知財を切り口とした事業評価が着実に地域金融機関の間に浸透してきていることが分かる。

図表 12 評価書を利用した金融機関数の推移



(出所: 中小企業知財金融促進事業 中間とりまとめ (知財金融委員会、2018年3月) より筆者作成)

過去 4 年間の累計で見ると、評価書を利用した金融機関の数は 183 機関に達している (図表 13)。内訳を見ると、地域銀行 (地方銀行および第二地方銀行) がそれぞれ 80 機関以上で大部分を占めており、これらの機関が利用者の中心を占めている。他方で、信用組合は累計で 10 組合にとどまっている。

普及の程度を見てみると、平成 29 年度末における地域銀行数が地銀・第二地銀合計で 105 行⁽²⁾であるため、地域銀行における普及率は 78% に達している。同様に、信用金庫は 261 金庫で普及率は 33%、信用組合は 148 組合で 7% となる。

このように、地域銀行への普及は相当程度進んでいるものの、信用金庫や信用組合においては、評価書の利用はまだまだ道半ばといった状況である。この様になっている要因としては、業態内における取組姿勢の強弱といったものもあるかも知れないが、最も大きいのは特許権等の登録がなければ評価対象とできないということであろう。信用金庫や信用組合の取引先は相対的に小規模な事業者が多く、特許権はもとより商標権も取得・使用していないのが実状と考えられる。このため、金融機関側において知財金融への取組意欲があったとしても評価書の利用が困難になっていることが考えられる。

図表 13 評価書を利用した金融機関数（累計）

種類	金融機関数 (平成 26 年度～平成 29 年度)
地域銀行	82
信用金庫	87
信用組合	10
その他	4
合計	183

(出所：中小企業知財金融促進事業 中間とりまとめ (知財金融委員会, 2018 年 3 月) より筆者作成)

4. 2. 筆者が依頼を受けた金融機関

全体の状況は以上のとおり（平成 29 年度までの累計で 183 機関）であるが、筆者が評価書作成の依頼を受けた金融機関は以下の図表 14 のとおり平成 30 年度までの累計で 45 機関となっており、おおよそ 4 機関に一つの割合である。

図表 14 筆者が評価書の作成を依頼された金融機関数（累計）

種類	金融機関数 (平成 26 年度～平成 30 年度)
地域銀行	19
信用金庫	19
信用組合	5
その他	2
合計	45

上述の全体の状況と比較すると、数が少ないのは当然であるが、地域銀行と信用金庫が大部分を占めているという状況は同じであり、特に偏りもなくほぼ全体と同じ傾向にあることが分かる。敢えていうと、信用組合からの依頼については、全 10 組合のうち 5 組合からの依頼を受けており、信用組合からの支持率が高い状況である。理由は分からないが、筆者としては、評価対象会社の技術を分かりやすく説明する「技術解説」や、明細書の内容説明ではなく特許を活用した製品の説明を重視した評価書の内容が評価されているものと考えている。

5. 知財ビジネス評価書作成の手順

5. 1. 事務局からの評価書作成依頼

評価書の作成は、事務局からの依頼を知らせるメールから始まる。ちなみにこのメールは不定期に来るため、あらかじめ予定しておくということが難しい仕組みとなっており、調査会社としては一度に大量の依頼が来るとその対応に苦慮することとなる。

事務局からの通知には、依頼金融機関名と評価対象会社名が記載されており、ここからは依頼金融機関と

のやり取りとなる。評価対象会社とは、依頼金融機関を窓口として間接的にコミュニケーションを取ることとしており、原則として直接のコンタクトは行わないこととしている。

5. 2. ヒアリング日程調整と評価用資料依頼

評価書の作成に当たり、評価対象会社とのヒアリングは必須ではなく調査会社によって行うところと行わないところがあるが、大部分の調査会社ではヒアリングを行うこととしており、筆者もそのようにしている。ヒアリングの時間は 1 時間半から長くても 3 時間程度ではあるが、実際に対象会社に足を運び、対象会社の方（ほとんどの場合、社長である。）とお会いすることで、書面では得られない多くの情報を得ることができる。

依頼する資料はビジネス調査としてはごく一般的なものであり、評価対象会社に余計な負担をかけないように、本評価のために資料を新たに作って頂く必要はないことを伝えたくて、資料を準備してもらっている。主な依頼資料は以下の図表 15 に示した「依頼資料リスト」のとおりである。

5. 3. ヒアリング

ヒアリングは、評価対象会社の事務所で行われることがほとんどであり、ごく稀に、依頼金融機関の支店で行われる。評価対象会社の了解が得られれば、工場の内部や製品のサンプルなどを見ることができうえ、評価対象会社の負担も最小限にすることができるため、評価対象会社へ赴くことは有意義であると考えられる。

また、依頼金融機関の職員が同席することも一般的である。これは、依頼金融機関にとって、本制度を利用する目的の一つに「評価対象会社と話をする」ことがあるからである。通常、金融機関の職員は多忙を極めており、一取引先と 1 時間以上に亘って面談する機会はほとんどないと言ってよい。このため、評価書作成のためのヒアリングは、金融機関職員にとって貴重な機会となっていると考えられる。

ヒアリングでは、「知財を活用した事業」を中心に話を伺うこととなるが、主な聴取事項は以下の図表 16 のとおりである。知財ビジネス評価は、知財そのものの評価ではなく、あくまでも知財を活用した事業の評価であるので、例えば特許であれば技術そのものがい

図表 15 依頼資料リスト

1. 事業関連	(1) 会社案内 (2) 組織図 (3) 主要な製品・サービスの概要 (4) 主要な設備 (5) 主要な仕入先 (6) 主要な販売先 (7) 研究開発活動の概要 (8) 広告宣伝活動の概要 (9) 業界の状況、競合の状況が分かる資料
2. 知財関連	(1) 特許権、実用新案権のリスト（国内外、出願中を含む） (2) 意匠権のリスト（同上） (3) 商標権のリスト（同上） (4) 著作物（取扱説明書、マニュアル、自社開発 IT システム、等） (5) 営業秘密・ノウハウ（他社に知られたくない業務上有用な情報）のリスト (6) 上記の知的財産に関する管理体制、社内規則 (7) 情報セキュリティに関する管理体制、社内規則
3. 知財を活用した事業	(1) 知財を活用した製品・サービスの概要 (2) 優位な特徴、差別化のポイント (3) 知財を活用することによる効果、メリット (4) 知財活用において留意していること (5) 模倣品、類似品の状況とそれらへの対応
4. 財務関連	(1) 将来 3～5 期間の事業計画 (2) 過去 3 期間の財務諸表 (3) 過去 3 期間の設備投資の状況 (4) 過去 3 期間の研究開発費の状況

かに高度で実現が困難なものであるかということより、仮にローテクであっても既存の製品よりも明らかな優位点があり、最終ユーザーに訴求するものであるか、その製品の市場が拡大しているか、他社による模倣が困難かといった観点の方がより重要となってくる。

また、同席している金融機関職員は基本的に文系で理工学の基礎的事項にもなじみがない事が多い。このため、ヒアリングの話題が技術的事項に入ってしまった場合には、適宜簡単な技術上の解説⁽³⁾をはさんで、技術の内容を感覚的に掴んでもらえるように留意している。

図表 16 ヒアリング事項リスト

1. 事業関連	(1) 事業の概要 (2) 製品・サービスの特徴 (3) 販売の仕組み
2. 業界関連	(1) 業界の状況、動向 (2) 競合の状況
3. 知財関連	(1) 保有している知的財産 (2) 事業における知財の活用状況 (3) 模倣品の状況
4. 事業計画	(1) 計画の全体像 (2) 計画の前提（新製品の導入時期、技術開発の進展） (3) これまでの進捗状況 (4) 計画達成のポイント

5. 4. 評価書作成・提出

ヒアリング終了後は、評価書を作成し、それを事務局へ提出することににより、一件完了となる。評価書作成に要する期間は、おおよそヒアリング終了から1か月を目処としている。

6. 知財ビジネス評価書の記載内容

知財ビジネス評価書に記載する内容については、現在のところ法令等による定めはなく、特許庁や特許庁から事業を受託している事務局からも特段の指導、指示といったものはない。

ただし、本制度が始まってから既に5年目となっており、各調査会社のサンプル評価書が知財金融ポータルサイトにおいて公開されていることから、外観やフォーマットこそ異なるものの、評価書に含まれる項目についてはおおよそ共通のものとなってきている。

筆者が作成する評価書の記載内容は、評価対象会社によって異なることもあるが、概ね以下の図表 17 のとおりである。

図表 17 評価書の記載内容

1. 対象会社	(1) 会社の概要、事業の概要 (2) 業績の推移
2. 知的財産	(1) 保有知財の概要 (2) 背景となる技術の解説 (3) 競合他社の知財の状況 (4) 保有する知財の優位性と課題 (5) 価値評価
3. 事業	(1) 知財を活用した事業の概要 (2) 市場規模および今後の動向 (3) 競合他社の状況 (4) 事業の優位性と課題 (5) 価値評価
4. 総合	(1) 知財上の課題と対策 (2) 事業上の課題と対策 (3) まとめ

7. 知財ビジネス評価書を作成する意義

地域金融機関は業績の悪化が続いており、ビジネスモデルの変革を迫られている。金融庁の調査によると、地方銀行106行（さいたまりそな銀行を含む。）の2018年3月期決算では、約半数の54行の本業が赤字に陥っており、このうち52行は2期以上連続、23行は5期以上連続の赤字となっている。この状態はもはや持続可能ではなく、このままでは地域経済に重大な影響が及ぶことから、金融庁はかねてより地域金融機関に対して「事業性評価」といったキーワードを通じて、取引先との一層の対話による金融仲介機能の発揮を求めている。

これに対して、本制度は、知財という切り口から地域金融機関が評価対象会社の事業をより深く理解する、ということが目的となっており、正に必要とされているサービスである。現実には知財ビジネス評価書を活用する金融機関は右肩上がりであり、知財を切り口とした事業に関する情報提供に対するニーズは確実にあるものと考えられる。

さらに本制度においては、金融機関がヒアリングに出席していることも重要な意義であると考えられる。前述のとおり、金融庁から求められるまでもなく、金融機関にとって取引先との対話は相互理解のために極めて重要であるが、日常業務が多忙であることから、何らかのきっかけがないと対話の機会が設けられないが、評価書作成のためのヒアリングはその絶好の機会を提供している。筆者が依頼金融機関から聞いた範囲でも、評価書の提供と同じかそれ以上にヒアリングでじっくりと評価対象会社と話す機会を持てたことが良かったとする声が多数あった。

金融機関には技術に対する苦手意識を持っている職員が多く、取引先社長との面談で技術の話になると、話が分からない、続かない、という悩みを抱えているケースが多い。こうしたなか、金融機関と事業会社の間に入って、お互いのコミュニケーションを円滑にする、面談の機会を創出するということは、それだけで大きな意義があると考えられる。

8. 今後の課題

8. 1. 対象企業の拡大

本制度は、着実に地域金融機関に浸透してきているが、信用金庫や信用組合といった小規模・零細事業者が取引先の中心である金融機関では、利用率が相対的

に低い状況にある。この要因の一つとして、現在の本制度の対象が特許権等の保有会社に限定されていることがあると考えている。

中小企業実態基本調査（平成28年度実績）によると、中小企業における特許権等の保有率は以下の図表18のとおりである。

これを見ると、例えば特許権では、全体の6.9%、21.4万社しか保有しておらず、その他の93.1%、291.7万社については、本制度の対象外となっている。法人企業に限ってみても126万社が対象外である。ものづくりに従事する中小企業の場合には、仮に自社製品がない下請け企業であっても、独自のノウハウ等による競争力を有している場合が多く、広い意味では知財を活用した事業を行っていると言える。こうした先についても、知財を切り口とした知財ビジネス評価書が金融機関と事業会社の相互理解に役立つものと考えられる。

図表18 中小企業における特許権等保有状況

(単位：社)	合計	法人企業	個人企業
総数	3,131,255	1,475,471	1,655,784
特許権 (保有率)	214,645 ⁽⁴⁾ (6.9%)	213,567 (14.4%)	1,079 (0.1%)
実用新案権 (保有率)	33,109 (1.5%)	32,208 (2.2%)	901 (0.1%)
意匠権 (保有率)	65,986 (1.1%)	65,393 (4.4%)	593 (0.0%)
商標権 (保有率)	314,008 (10.0%)	304,451 (20.6%)	9,557 (0.6%)

(出所：中小企業実態基本調査／産業別・従業者規模別表より筆者作成)

8. 2. 実施主体の拡大

本制度は、特許庁事業として行われているが、そのもととなった制度は前述のとおり（公財）ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」である。地域経済の発展は、地方自治体にとっても最重要の政策課題であり、地域金融機関とも共通の目線を持ちやすいと考えられるため、このような地域金融機関と地域の事業会社のコミュニケーションをサポートする事業は地方自治体によって行われることも考えられる。知財ビジネス評価書は、地域金融機関と評価対象会社のいずれにも有益な情報を提供するものであるが、その効果が現実の売上高や利益となって実現するまでには一定の時間を要するため、費用負担については、特許庁のように公費で負担したり、兵庫県のように補助金を出したりするなどの支援

策が幅広い利用には欠かせないと考えられる。

8. 3. 調査会社の拡大

知財ビジネス評価は、知的財産そのものの評価ではなく、知財を活用した事業の評価であるため、知的財産に関する知識だけではなく、経営や事業に関する知見も併せて必要とされる業務である。

本年度の知財ビジネス評価書の調査会社は全部で14社であるが、全国に300万社超の中小企業があることを考えると、圧倒的な供給力不足である。弁理士は既に技術やブランドに関する深い知識と経験により、事業会社が活用している知財の内容を分かりやすく金融機関に伝え、事業会社・金融機関とともに今後の経営上の施策を考えていく役割を担っていくに相応しい存在であると考えられる。多くの弁理士が知財ビジネス評価をその業務として取り組んでいくことを期待する。

(参考文献)

- (1) 中小企業機材金融促進事業中間とりまとめ（知財金融委員会，2018年3月）
- (2) 知財ビジネス評価のあり方（知財金融委員会，平成29年3月3日）
- (3) 変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（金融庁，平成30年9月）
- (4) 平成29年（平成28年度実績）中小企業実態基本調査（中小企業庁）

(注)

- (1) 知財金融ポータルサイトでは、各調査会社の評価書のサンプルが調査会社の名称を伏せた形（例えば筆者は「調査会社A」）で掲載されている。金融機関は調査会社名ではなく、サンプルの内容で調査会社を選ぶ仕組みである。
- (2) 金融機関数については、預金保険機構のウェブサイトによった。（https://www.dic.go.jp/kikotoha/page_000814.html）
- (3) 例えば、気体を断熱圧縮すると温度が上がる、とか、金属に対して磁石を動かすと電流が流れる、などと言ったことである。
- (4) 横の合計が合わないが、公表数値のとおりである。

（原稿受領 2018. 11. 25）